

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖岸環境の保全・再生及び湖岸景観の再生

霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年10月に組織化し、現在の構成員数39。

個人(専門家を含む)11、団体13、関係地方公共団体13、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成17年11月に作成。

○自然再生の対象区域

霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸3.5kmの区間)の沿岸域。

○自然再生の目標

多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生に取り組む。

①湖岸環境の保全・再生、②人と湖のつながりの再生、③湖岸景観(場)の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【A区間】(平成18年11月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、鋼矢板の切断によるワンド地形を形成。(西浦中岸0.6kmにわたる堤外地)

【進捗状況】

<国土交通省> 陸岸の掘りこみと矢板列の一部切断によるワンド地形の再生を実施。また、ワンド地形変化把握のためのモニタリングを実施。

<霞ヶ浦ランドワーク> ワンド間の水路・観察路整備を実施。(モニタリングや環境学習への場の整備、維持管理(清掃活動・除草等)を実施)

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【B区間】(平成19年9月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、治水上必要な施設を設け既存堤防を一部開削し浅水域、静水域、深場を持つ湾入部等を整備。(西浦中岸0.3kmにわたる湖岸)

【進捗状況】

築堤工事が完了し、3年間の養生期間が平成23年10月末で終了、静水域や水路等の基盤整備に着手。

霞ヶ浦田村・沖宿地区自然再生事業

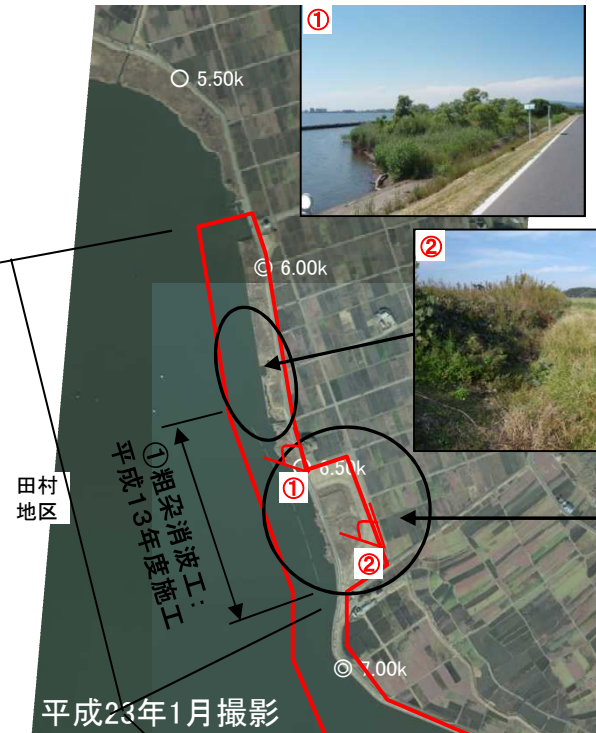
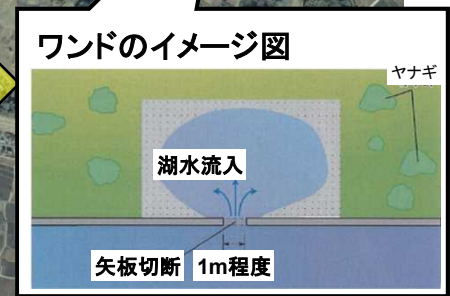
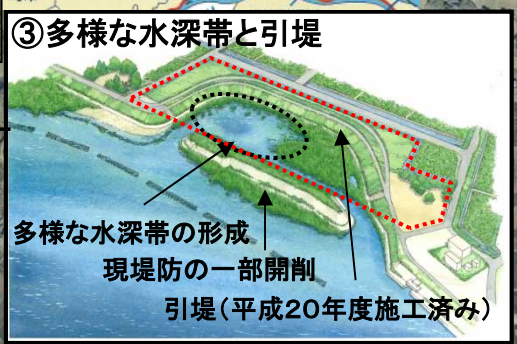
以前霞ヶ浦ではヨシ等の湖岸植生帯が多く見られました。本事業は、湖岸植生帯の保全・回復・再生することを目的として、自然再生推進法に基づき実施するものです。主な実施内容は下記のとおりです。

- ①湖岸植生帯の保全・回復のため粗朶消波工の整備
- ②かつての湖岸植生再生のため底泥埋土種子(シードバンク)を含む土砂の置換を実施。
- ③多様な水深帯を持つ湖岸環境を整備するため引堤の養生完了後、現堤防の一部開削。



開口部(幅1.0m)

開口部(幅1.0m)



①粗朶消波工:平成13年度施工 ①粗朶消波工:平成12年度施工

粗朶消波工の目的:湖岸植生帯の保全・回復を図り水質浄化に貢献する。

6.8km~9.5km 区間は既存の植生帯に配慮した波浪対策を進めていく。

くぬぎ山地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

平地林の再生

武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数73。

個人(専門家を含む)42、団体23、関係地方公共団体5、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

川越市、所沢市、狭山市及び三芳町の3市1町の行政界に位置する約152haの区域。

○自然再生の目標

高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりあいによって育まれてきた多様な環境を有する自然に再生し、持続可能な社会にふさわしい魅力的な場所にすることを目指し、次の目標を定める。

- ①平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する
- ②平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ
- ③改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する
- ④利活用を図り、平地林の新たな価値を創造する

4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

現在までに、産業廃棄物処理場の撤去跡地2箇所(4,960m²)の植生復元、荒廃雑木林8箇所(3.5ha)の整備を実施。

・H22年度～H24年度 保全活動として下草刈り、萌芽更新のための伐採作業を実施。

くぬぎ山地区自然再生協議会について

- ◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や循環型農業の衰退など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。
- ◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。
- ◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の作成に向けて協議を行う。

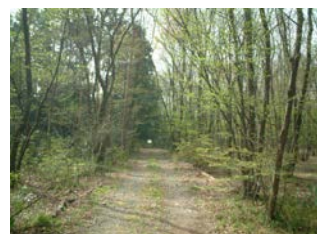
<活動状況>

- 第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）
 - ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
 - ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置
- くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成（平成17年3月12日）
- 第8回自然再生協議会（平成18年6月4日）
 - ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置
- 第16回自然再生協議会（平成21年9月12日）
 - ・県から地権者アンケートの結果、くぬぎ山地区の近郊緑地保全区域指定が困難になったことを報告
- 第19回自然再生協議会（平成22年5月22日）
 - ・保全活動を実施することを合意し、外来植物の除去や萌芽更新のための伐採や下草刈りの保全活動を2回実施
- 第20回自然再生協議会（平成22年7月31日）
 - ・平地林保全管理活動の取り組み方針（案）について協議し承認
- 第21回自然再生協議会（平成23年3月12日）
 - ・新規委員の加入及び役員選任
- 第24回自然再生協議会（平成24年5月26日）
 - ・平成23年度決算報告について
- 第25回自然再生協議会（平成25年3月16日）
 - ・新規委員の加入及び役員選任
- 平成16年11月の第1回協議会より、平成25年3月までに計25回開催

- ◆自然再生協議会の構成員合計73（学識経験者・個人・団体・行政機関） ※平成25年3月現在



空撮写真



やわた
八幡湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数30。

個人(専門家を含む)15、団体9、関係地方公共団体5、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56haの区域。

○自然再生の目標

『命の環 つなげる』をキャッチフレーズに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

①文献資料からの再生目標、②現存植生の視点からの目標植生、③植生遷移の視点からの目標植生を設定。

4 自然再生事業実施計画

○八幡湿原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者：広島県)

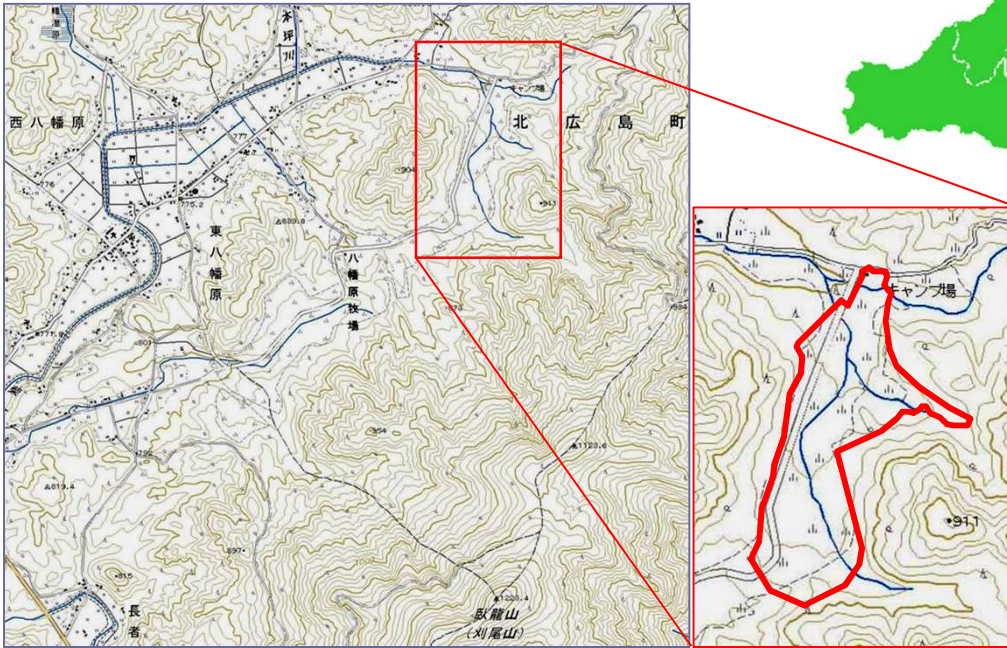
自然再生対象区域17.56haを湿地植生の有無等によって5つにゾーニングし、この中で①立木の伐採、②コンクリート水路の撤去、③自然形態の河川への整備、④河川の堰上げ、⑤導水路の整備等を実施。

【進捗状況】

実施計画に基づき、区域内において河川両岸の「立木の伐採」、「コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備」、「取水堰3箇所を設置等による河川の堰上げ」、「幹線導水路、補助導水路の整備」、「観察路、解説板等の整備」等を実施し、平成22年3月に実施計画に基づく工事が完了。

今後は、湿原生態系の再生状況をモニタリングするとともに、自然環境学習等に積極的に活用していく予定。

やわた
八幡湿原自然再生協議会



自然再生対象区域
(全体構想より)

八幡湿原自然再生事業(実施計画 H18.10月広島県策定)

- 1 実施主体: 広島県
- 2 実施期間: H19~H21
(工事期間)
- 3 主な実施内容
 - 立木の伐採
 - コンクリート水路の撤去
 - 自然形態河川の整備
 - 取水堰の設置
 - 導水路の整備
 - 観察路(木道等)の整備



伐採前



伐採後

立木の伐採



整備前



整備後

コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備



取水堰の設置



導水路の整備



観察路の整備

上サロベツ自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年1月に組織化し、現在の構成員数47。

個人(専門家を含む)27、団体14、関係地方公共団体2、関係行政機関4

3 自然再生全体構想

平成18年2月に作成。

○自然再生の対象区域

主として豊富町内の国立公園である上サロベツ湿原の区域。

○自然再生の目標

優れた自然景観を備え学術的に価値の高いサロベツ湿原の保全と、自然の恵みのなかで営まれる農業との共生を目指す。

①高層湿原の自然再生、②ペンケ沼の自然再生、③泥炭採取跡地の自然再生、④砂丘林帯湖沼群の自然再生に係る目標のほか、農業の振興や地域づくりについても目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画

(平成18年7月作成、実施者：豊富町、サロベツ農事連絡会議及び国土交通省北海道開発局稚内開発建設部)

①農用地と湿原が直接隣接する箇所内の、湿原の地下水位に影響を及ぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。②整備する農業用排水路に設置される沈砂池を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

【進捗状況】

<北海道開発局>緩衝帯及び沈砂池の設置、緩衝帯実証試験地モニタリングの継続。

○上サロベツ自然再生事業実施計画

(平成21年7月作成、実施者：環境省北海道地方環境事務所)

①水抜き水路の堰き止めによる地下水の流出抑制、②ササ生育地の拡大を防ぐための手法確立、③サロベツ原生花園園地跡地における盛土表層の剥ぎ取りと泥炭の撒き出しによる植生回復、④泥炭採掘跡地における湿原植生の再生等を実施。

【進捗状況】

①水抜き水路の堰き止めを実施(2箇所)、②サロベツ原生花園園地施設を撤去し盛土表層の剥ぎ取りを実施、③再生工事に使用する泥炭のストックヤード整備、④地下水位、水質、植生等についてモニタリングを継続。

○稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画

(平成24年3月作成、実施者：林野庁北海道森林管理局)

①砂丘林帯湖沼群の水位低下の抑制、②砂丘林の修復及び保全

【進捗状況】

- ・平成24年度より落葉広葉樹・トドマツの植栽を実施。
- 平成24年度より堆雪柵の設計等調査を実施。

上サロベツ自然再生協議会



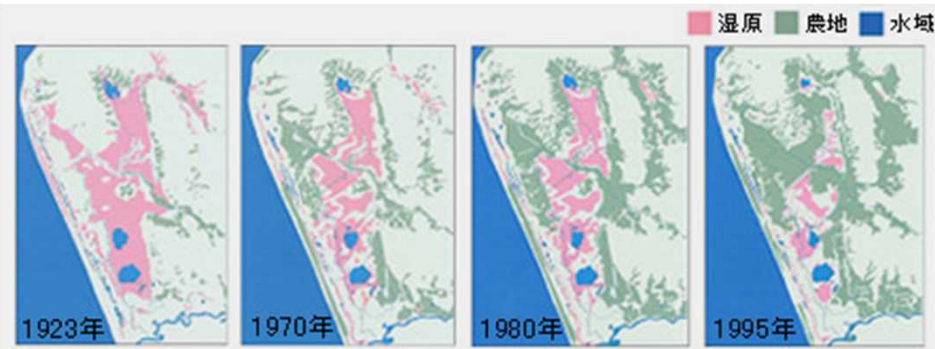
自然再生の対象となる区域(全体構想より)



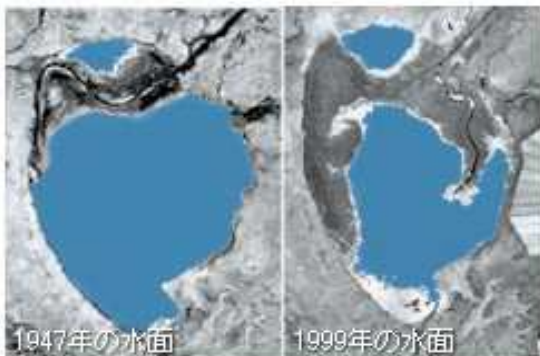
泥炭採掘跡地の開放水面



農地の地盤沈下
手前の牧草が奥の湿原より
1mほど低くなっている



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大



ペンケ沼の埋塞
上流からの土砂流入等により水面が約半分に減少



排水路の設置による乾燥化の進行
湿地に隣接する農地での排水不良

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

水環境の再生及び河川生態系の再生

土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年3月に組織化し、現在の構成員数36。

個人(専門家を含む)16、団体12、関係地方公共団体7、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

自然再生の対象区域

野川第一調節池(1.5ha)、第二調節池(1.7ha)、野川(小金井新橋～二枚橋)。

自然再生の目標

昭和30年代前半、事業対象地区に存在していた「水のある農の風景」を規範とし、当時の風景が持っていた水を中心とした環境システムの再生を目指す。

水のある自然環境の再生、自然のふれあい利用、市民参加による整備、維持管理の3つを自然再生の方向性とし、この中で8つの個別目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

野川第一・第二調節池地区自然再生事業 第一次実施計画

(平成18年10月作成 実施者：東京都建設局北多摩南部建設事務所)

第一期計画(3年程度)：野川からの導水、田んぼ(130m²)、湿地(130m²)、ため池(130m²)等の整備、植生復元調査区の設定等。

第二期計画(2年程度)：野川における瀬・蛇行等の形成、湿地の拡大(260m²)による野川から調節池に至る水環境システムの構築等。

【進捗状況】第一調節池の湿地・田んぼ・ため池・水路・野川からの導水施設・雨水貯留施設整備・越流堤の改善、第二調節池の草地化調査を実施(調査区設置)。

また、植物、昆虫、水生生物、水量、水質等のモニタリング調査を実施。

野川第一・第二調節池地区自然再生事業 第二次実施計画

(平成24年11月作成 実施者：東京都建設局北多摩南部建設事務所)

新・第二期計画(3年程度)：深池、半湿地、田んぼ等の整備、草原化、野川の河川環境の改善(水涸れ対策、瀬・蛇行等の形成等)

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会



自然再生の実施イメージ

行政機関
 [東京都建設局
 北多摩南部建設事務所]
 ・整備、モニタリング等

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会
 [市民、市民団体、学識経験者行政で組織]
 <平成17年3月設立>
 ・自然再生事業の方向性を議論
 ・全体構想、実施計画書を策定

野川自然の会
 [維持管理運営を担う
 市民団体]
 ・維持管理、モニタリング等

維持管理等に関する覚書を結んでいます。
 野川自然の会と、東京都（北多摩南部建設事務所）は、維持管理等に関する覚書を締結して、野川の自然再生に協働して取り組んでいます。



モニタリング



田んぼの稲刈り

- 平成19年3月 湿地、田んぼ、水路等整備
- 平成20年3月 野川からの導水路、ため池、水路等整備
- 平成21年3月 越流堤の改善
- 平成22年3月 越流堤の改善
- 平成23年7月 雨水貯留施設等整備

- 平成17年3月 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会設立
- 平成18年9月 全体構想を策定
- 平成18年10月 第一次実施計画書を策定
- 平成25年1月 第二次実施計画書を策定



野川第一調節池（東側）



野川第二調節池



野川（小金井新橋下流）

がもう
蒲生干潟自然再生協議会の取組

1 再生内容

干潟の再生

シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また、底生動物の宝庫である貴重な蒲生干潟の保全・再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年6月に組織化し、現在の構成員数23。

個人(専門家を含む)12、団体4、関係地方公共団体4、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

○自然再生の対象区域

蒲生干潟地区約58ha

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区(48ha)、県所有地(7.8ha)、民有地(1.6ha)。

○自然再生の目標

渡り鳥の渡来中継地である良好な湿地環境の保全、生態系の劣化防止、現状の改善に資する干潟の適正な利用を図るとともに、環境教育等を通じた自然に接することができる場の創出を目指す。

- ①多様な生物を育む干潟の保全・復元、②湿地を維持する水循環の再生、③砂浜環境の保全・回復、④環境保全活動・環境教育の推進及び各主体が交流する場の創出の4つの分野別目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○蒲生干潟自然再生事業干潟・砂浜の修復実施計画

(平成20年3月作成、実施者：宮城県)

土砂侵入が顕著な箇所への越波防止堤の設置、濘筋を掘削による水交換効率の改善、導流堤の通水断面の確保、堆積砂除去による干潟の造成等を実施

【進捗状況】

干潟の干出面積減少の原因となる越波による潟への砂流入を防ぐため、越波防止堤の試験施工(H19)、干潟内の水循環の効率化を図るための老朽化した導流堤水門の流下断面の確保、導流堤の改修工事(H20)、干潟南側の越波防止堤工(H21)と干潟北側の越波防止堤(H22)を設置。

実施した自然再生施設の効果を確認するためのモニタリング調査も併せて実施。

※ 蒲生干潟は、東北地方太平洋沖地震の津波により、地形が大きく変化したことから、実施計画に基づく今後の事業は中止し、環境変化を見守ることとしている。

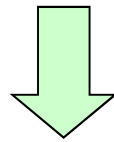
がもう
蒲生干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（地震前の状況）



平成23年3月11日
東北地方太平洋沖地震による津波により
干潟消滅(H23.3月撮影)



その後、海側に砂がたまり干潟が出現するも、
干潟内に新たな河口が出現(H23.10月撮影)
→その後、応急復旧により元の河口に回復

発災後、地形がめまぐるしく変化

発災後の蒲生干潟の状況



全景(H23.8月)



動流堤の被災状況(H23.8月)



ガレキの散乱状況(H23.8月)

森吉山麓高原自然再生協議会の取組

1 再生内容

森林の再生

かつての草地として開発された森吉山麓高原をブナ林等に再生し、周辺の自然環境とともに保全を行う。

2 自然再生協議会

平成17年7月に組織化し、現在の構成員数14

個人（専門家を含む）6、団体2、関係地方公共団体4、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

森吉山麓高原(487.7ha)

○自然再生の目標

森林の再生には長い年月がかかるため、短期的（今後30年間）、中期的（50年後）、長期的（100年後）な目標を設定しブナ林等の再生を目指す。

短期的目標：森林の連続性に配慮しつつ、無立木地を出来るだけ少なくすることを当面の目標とし、島となる箇所の森林整備を重点的に実施し効率的な森林の造成を行う。

中期的目標：人の手から自然力へ移行させることを目標とし、人為的な森林管理から自然の営みに遷移を任せる。

長期的目標：自然に近いブナ林が再現され、植栽地に面的な広がりと階層を持った森林空間が形成され、クマゲラの生息に適した森林が再生される。

4 自然再生事業実施計画

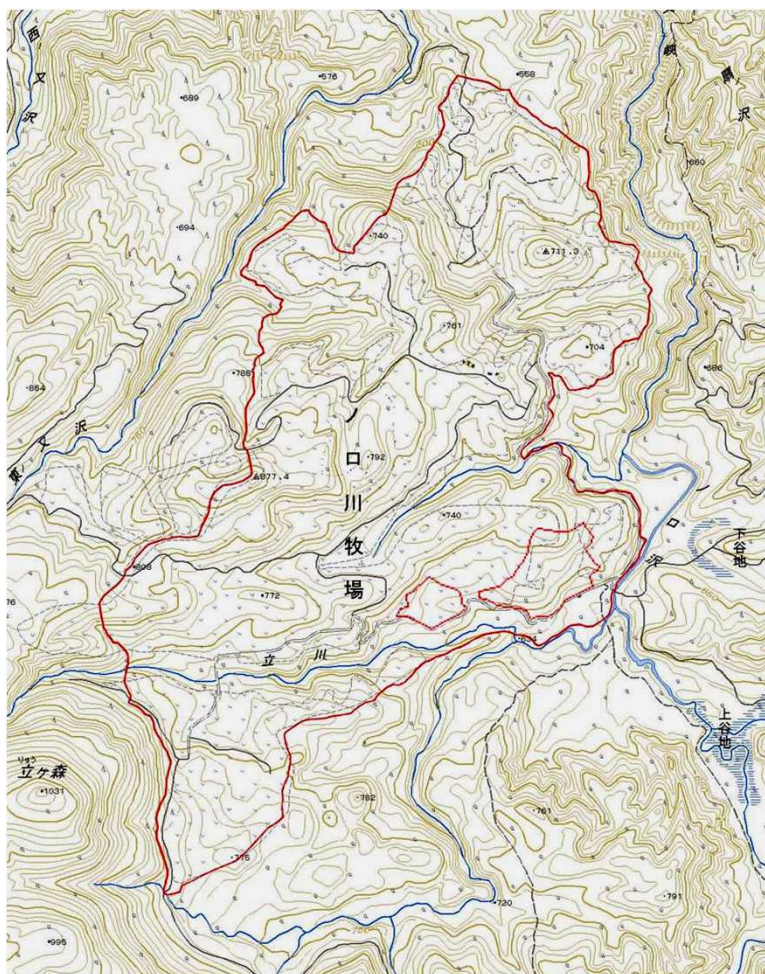
○森吉山麓高原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、平成21年4月変更、平成23年3月第2期計画作成、実施者：秋田県)

既に二次林へ移行している箇所についてはその推移を見守ることとし、それ以外の草地(189.3ha)に対しては、①植栽、②土壌改良、③天然下種更新補助作業を行う。また、現地由来の苗木の育苗を実施し、様々な主体による再生活動を目指す。

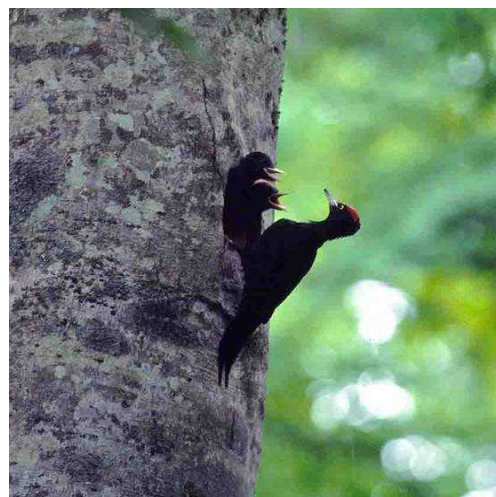
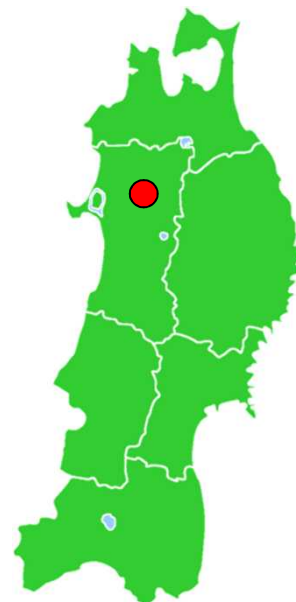
【進捗状況】

ブナを中心として実生苗(稚幼樹)の採取を行うとともに、島状植栽、列状植栽等の手法による「広葉樹林再生」を実施。また、植栽地における枯損率、樹型、樹高等のモニタリング調査を実施中。一般参加によるブナ植樹体験等を実施。

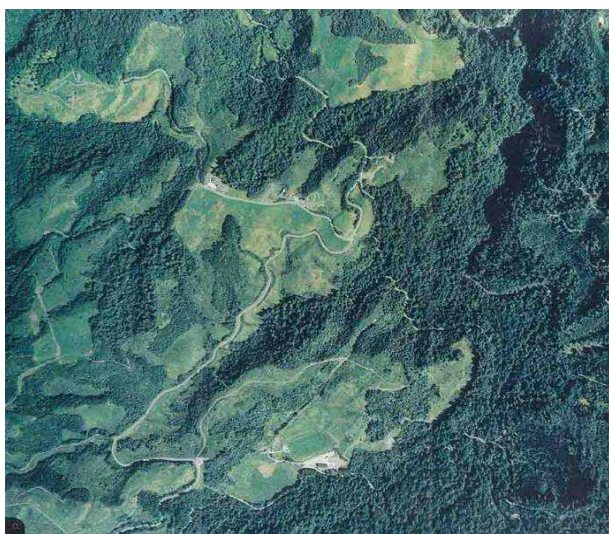
もりよし 森吉山麓高原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



森吉山麓は本州では数少ないクマゲラの繁殖地の一つであるが、生活環境とする森林面積の不足等が懸念されている



昭和50年頃から約500haのブナ林が伐採され、牧場造成が実施された



現在では牧場利用が廃止され、草地の中に二次林が点在している

竹ヶ島海中公園自然再生協議会の取組

1 再生内容

サンゴ群集の再生

サンゴ群集を中心とした海洋生態系の回復に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年9月に組織化し、現在の構成員数54。

個人(専門家を含む)23、団体19、関係地方公共団体10、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

自然再生の対象区域

竹ヶ島海域公園(約10ha)を囲む周辺海域と、海部川、宍喰川及び野根川の3水系の河川流域とその周辺地域。

自然再生の目標

エダミドリイシ(サンゴ)が健全な状態で生き続けていける豊かな沿岸生態系の回復を目指す。

エダミドリイシの特性把握、海中公園周辺の環境改善、陸域からの環境負荷の軽減、地域の多様な主体の参加と連携による取組(協働)、海中公園と共生する地域漁業の活性化の5つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

竹ヶ島海域公園自然再生事業実施計画

(平成23年7月作成、実施者：徳島県)

エダミドリイシの特性把握、海中公園周辺の環境改善、陸域からの環境負荷の軽減、地域の多様な主体の参加と連携による取組(協働)、海中公園と共生する地域漁業の活性化の5つの目標に対し、事業毎に区分し、施策を提示した。

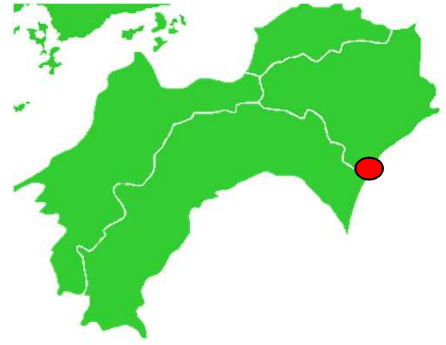
このうち、徳島県が実施主体となる事業及び協力者として関わりを持つ事業を、優先度(緊急度)の高い事業として、短期計画と定め、実施内容(目的と手法等)を具体的に計画した。

なお、今後も継続検討として取り組む施策を、中期・長期計画に整理した。

【進捗状況】

これまでのエダミドリイシの特性把握調査の結果、現在の環境下での増殖・移植について一定の成果が確認されていることから、平成23年度に「現環境のもとでの増殖促進」を目的として、過去データの精査・他県事例収集等を行い、増殖促進方法(現地物理環境の改善方法など)を検討した。また、平成23年は台風直撃など影響を受けたことから、サンゴ状況を調査しサンゴの被災状況(一部消滅)を確認した。この対策として、地元住民等(小学生含む)による移植(無性生殖)を協議会で計画し、平成24年7月に実施した。

竹ヶ島海中公園自然再生協議会



エダミドリイシサンゴ群集

自然再生の対象となる区域(全体構想より)



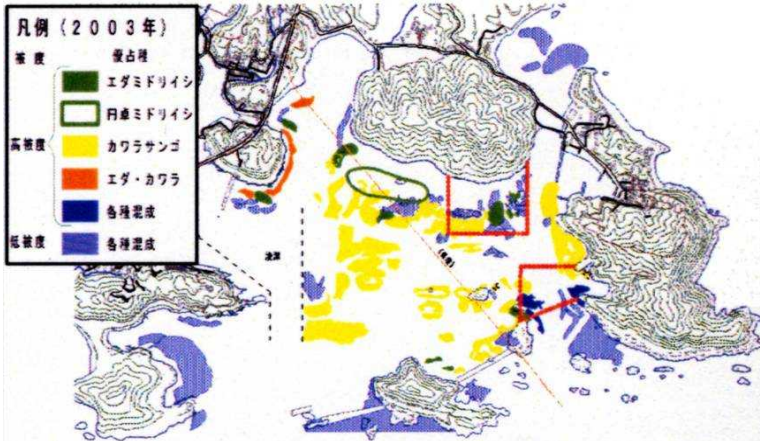
カワラサンゴ

70年代はエダミドリイシ優占区域がほとんどだったが、近年濁りに強いカワラサンゴが優占

凡例:

海中公園地区

2003年



海底に堆積している泥



防波堤整備箇所(赤点線部分)



防波堤

防波堤等の整備により湾内の静穏度が高まった反面、湾内への海水流入量が減少、浮泥等の滞留堆積を招きやすくなった

阿蘇草原再生協議会の取組

1 再生内容

二次的草原の再生

阿蘇の草原の維持、保全及び再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年12月に組織化し、現在の構成員数234。

個人(専門家を含む)60、団体159、関係地方公共団体13、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

自然再生の対象区域

熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含む。

自然再生の目標

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐことを目指す。

地域内外の様々な人々の連携と参加により、美しく豊かな草原の再生、野草資源でうおう農畜産業の再生、草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画

(平成21年3月作成、実施者：環境省九州地方環境事務所)

平成21年度から5年程度を目標に、牧野組合ごとに野草地環境保全計画を策定するとともに、牧野管理省力化事業を実施。

牧野管理省力化事業については、策定された野草地環境保全計画にもとづき、作業道整備、小規模樹林除去、牛の採食行動を活用した防火帯設置工事、野焼き再開支援事業等を計画。

阿蘇草原湿地保全・再生実施計画

(平成23年3月作成、実施者：(公財)阿蘇グリーンストック)

平成23年度から2年程度を目標に、湿地保全・再生のための緊急対策、ヒアリング調査、植生調査・植物相調査等を実施予定。

平成23年度は、湿地再生及び生物多様性の復元のための緊急保全対策事業、緊急保全対策事業の効果測定事業、盗掘・オーバーユース防止策についてのヒアリング調査事業、コアエリア湿地の植生及び植物相の詳細調査事業を計画。

【進捗状況】

平成24年度末までに26牧野組合において野草地環境保全計画を策定。

輪地切り省力化のための環境整備として、草原内の「小規模点在樹林地の除去」による輪地延長の短縮事業、防火帯を兼ねた簡易な管理作業道設置事業などを実施。

輪地切り及び野焼き支援として、ボランティアを派遣し、草原内の維持保全事業を実施。また、野焼きが中止された箇所野焼きを再開し、野草地への再生を図る事業を実施。これまでに2箇所76haで野焼きを再開。

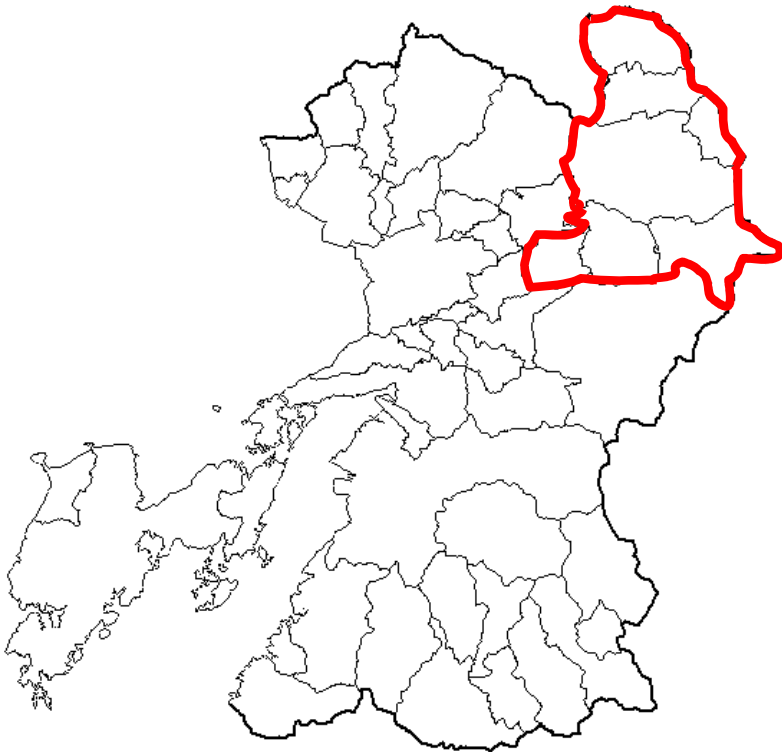
第二期 阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画

(平成25年3月作成、実施者：環境省九州地方環境事務所)

平成26年度から5年程度を目標に、牧野組合ごとに野草地環境保全計画を策定するとともに、牧野管理省力化事業を実施。

牧野管理省力化事業については、策定された野草地環境保全計画にもとづき、防火帯・作業道等の整備、小規模樹林除去、野焼き再開支援事業等を計画。

阿蘇草原再生協議会

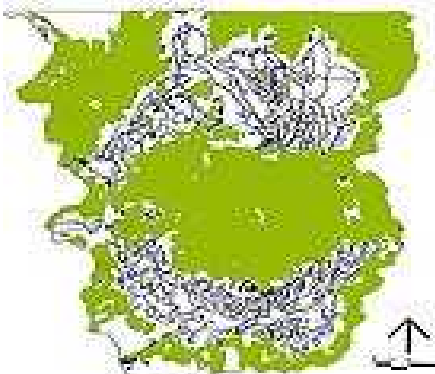


自然再生の対象となる区域（全体構想より）

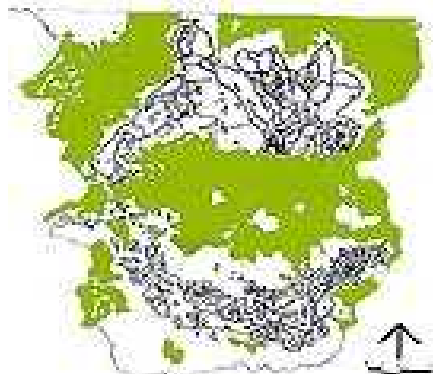


野焼きによる草原の維持

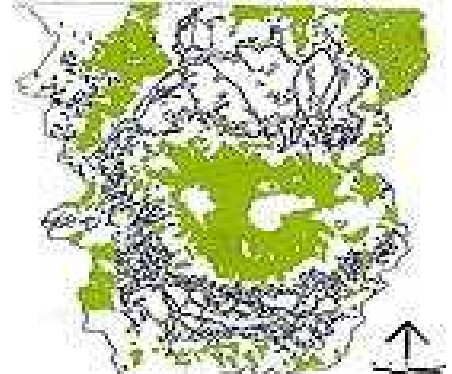
阿蘇の草原面積の変遷
(国土地理院発行地形図より判読)



明治大正期



昭和20年代



現代

草原面積が大幅に減少 ※緑色部分が草原



高齢化等により 輪地切り作業等の管理が困難になった
(ボランティアの導入、輪地切りの省力化)



野焼き作業の休止により、草原から低木林化しつつある
(火入れによる再草原化)



草原性の希少種であるハナシノブ（絶滅危惧IA類）の生息環境が悪化
(採草管理による生息環境の保全)